

補助金調書

補助金名	特定優良賃貸住宅補助金(都心部新婚・子育て世帯住まい支援家賃減額補助金)			担当課 (連絡先)	住宅都市局 住宅部 住宅計画課 (TEL092-711-4279)	
交付先	■ 個人	特定優良賃貸住宅の認定事業者	区分	その他の補助金		
交付先決定方法	■ 公募	(公募の場合) 公募時期	随時			
(公募の場合) 応募要件	<p>特優賃の入居要件を満たし、かつ、以下の要件を満たす世帯。</p> <p>1. 月額所得が下記に該当すること。 (1)40歳未満の場合:153千円を超え445千円以下の世帯。 (2)40歳以上の場合:200千円を超え445千円以下の世帯。</p> <p>2. 以下のいずれかに該当する世帯。 (1)新婚世帯 夫婦の年齢がいずれも40歳以下で、婚姻の届出が過去1年以内である世帯、または、婚姻予定者で入居手続きまでに婚姻届けを提出できる世帯。 (2)子育て世帯 ①義務教育終了前の子どもを扶養し、かつ現在同居または同居しようとする世帯。 ②新婚世帯で入居後、子どもが生まれた場合、子育て世帯に移行する。</p>					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	平成18	年度	経過年数	14	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	子育て支援及び都心部のコミュニティの活性化を図るため、都心部の公社借上型特定優良賃貸住宅の良質なストックを活用し、新婚・子育て世帯の居住支援を推進することを目的とし、福岡市が認定している特定優良賃貸住宅1団地について、家賃減額補助事業を実施するもの。					
補助金の終期	令和元	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	特定優良賃貸住宅供給事業の実施期間が令和元年度までとなっているため。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	■ その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 入居する世帯の所得や同居人数等の状況に応じて、それぞれの住戸毎に市が設定している入居者負担額と契約家賃の差額を補助するもの。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	3 件	8 件	13 件		
	430 千円	16,498 千円	34,110 千円	55,723 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	特定優良賃貸住宅3団地(172戸)のうち、家賃減額補助事業対象住戸(155戸)について、家賃の一部補助を実施した。					
補助金交付 による効果	入居する新婚・子育て世帯の所得等に応じ、家賃の一部を補助し、負担の軽減を図ることにより、都心部における新婚・子育て世帯の居住支援を行い、人口構成の維持が図られている。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。